



第3期 長門市子ども・子育て支援 事業計画

概要版



令和7年3月
長門市

1 計画の概要

本計画(以下、「第3期計画」といいます。)は、全てのこどもが健やかに成長できる環境を整え、保護者が安心して子育てできる社会を実現することを目的に策定しました。少子化や共働き世帯の増加等、社会の変化に対応しながら、保育・教育の質を向上させ、経済的負担を軽減することを目指します。また、本市の実情に応じた支援策を講じることで、子育て家庭へのサポートを充実させ、こどもの健全な発達を促進します。これにより、持続可能な社会の基盤を築くことを目的としています。

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期長門市子ども・子育て支援事業計画				

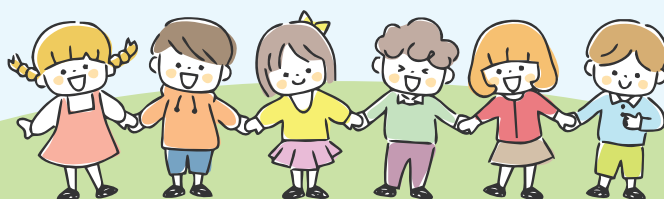
2 基本理念と基本目標

基本理念は次のようなものとして、全てのこどもを健全に育成し、社会生活を送る上で困難を有することがない自立した若者になるよう支援するとともに、地域社会全体でこどもを育み、若者を支えるまちを目指します。この基本理念を実現するため、6つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図っていきます。

基本理念

こどもの笑顔と成長は市民の宝

～子育て世代に選ばれるまちをめざして～



基本目標1 子育て家庭への支援の充実

基本目標2 健やかに産み育てる環境づくり

基本目標3 こどもの健全育成のための教育環境の整備

基本目標4 支援を必要とするこども等への支援の充実

基本目標5 子育てと仕事の両立支援

基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進



各基本目標を達成するために取り組んでいく方針と施策を記載します。

※第2期長門市子ども・子育て支援事業計画に掲載がない取組は☆、本計画期間から実施予定の取組は★を表記しています。

3 具体的な取組方針等

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援を強化します。孤立感や育児ストレスを軽減するため、地域交流の促進、相談体制の充実、経済的支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

<主な事業・取組>

(1) 子育て支援サービスの充実

- ◆こども家庭センター(利用者支援事業)★
- ◆妊婦健康診査
- ◆養育支援訪問事業
- ◆子育て世帯訪問支援事業★
- ◆一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)
- ◆時間外保育事業(延長保育)
- ◆放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ◆乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)★
- ◆地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)
- ◆乳児家庭全戸訪問事業
- ◆子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ◆ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)
- ◆一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)
- ◆病児保育事業
- ◆産後ケア事業

(2) 経済的負担の軽減

- ◆不妊治療費助成事業
- ◆すくすく赤ちゃん応援券支給事業☆
- ◆乳幼児・子ども医療費助成事業
- ◆副食費助成事業
- ◆学校給食費無償化事業☆
- ◆就学援助制度
- ◆保育料無償化事業★
- ◆妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業☆
- ◆児童手当給付事業
- ◆多子世帯の国民健康保険料の減免☆
- ◆入学エール給付金事業☆
- ◆小中学校修学旅行費補助事業☆
- ◆高等学校生徒通学費支援事業

(3) 相談体制・情報提供の充実

- ◆こども家庭センターの設置★
- ◆地域子育て支援センターの利用推進
- ◆子育てに関する情報提供の推進
- ◆相談支援体制の強化
- ◆民生委員・児童委員や母子保健推進員の活動の充実



基本目標2 健やかに産み育てる環境づくり

妊娠期から出産、育児まで母親が安心できる環境を整え、保健指導や訪問支援を充実させます。こどもの健康維持・病気の早期発見のため、妊娠婦・乳幼児健康診査や小児医療体制の充実に努めます。

<主な事業・取組>

(1) 親子の健康維持への支援

- ◆切れ目のない包括的な支援
- ◆妊産婦・乳幼児健康診査の実施
- ◆無料の小児科・産婦人科オンライン相談サービスの提供☆
- ◆健康教育の推進

(2) 食育の推進

- ◆ライフステージ別の食育の推進
- ◆学校給食の充実
- ◆ながとお料理コンクールの実施

(3) 思春期の保健対策の強化

- ◆保健教育の充実
- ◆自分を守る知識の普及
- ◆相談体制・支援体制の充実
- ◆問題行動に対する連携強化



基本目標3 こどもの健全育成のための教育環境の整備

幼児期は保育・教育方針に基づく支援を、学齢期は教育振興基本計画に沿った取組を進めます。学校と地域が連携し、こどもの成長を支える体制を強化します。

<主な事業・取組>

(1) 学校における教育環境の整備

- ◆学校施設の改修 ◆通学支援 ◆いじめの根絶及び不登校の解消
- ◆ICTの活用促進 ◆地域総がかりでこどもたちを育てる環境整備

(2) 生きる力の育成

- ◆「主体的・対話的で深い学び」の実現 ◆こどもの豊かな心と健やかな身体の育成
- ◆特別なニーズに対応した教育の推進

(3) 家庭の教育力の向上

- ◆家庭及び地域の教育力の向上 ◆放課後子ども教室の充実
- ◆地域協育ネットにおける体験活動の充実



基本目標4 支援を必要とするこども等への支援の充実

児童虐待やいじめ防止を徹底し、障害のあるこどもやひとり親家庭等を支援します。こどもの貧困対策を進め、支援が届きにくい家庭にも早期に適切な支援を行える体制を構築します。

<主な事業・取組>

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ◆こども家庭センターの設置★ ◆児童虐待防止やヤングケアラーへの支援
- ◆支援を必要とする家庭の早期発見 ◆早期支援の充実
- ◆継続支援の充実 ◆こどもの権利等の普及啓発

(2) ひとり親家庭等の自立支援

- ◆相談支援の充実 ◆経済的負担の軽減と就労支援
- ◆ニーズに応じたサービスの提供 ◆ひとり親家庭支援施策の広報・普及啓発

(3) 障害のあるこどもがいる家庭への支援

- ◆疾病等の早期発見・早期支援 ◆支援体制の充実
- ◆公立保育所や児童クラブにおける医療的ケア児の受け入れ ◆障害への理解促進

(4) 困難を抱える家庭への支援(長門市こどもの貧困の解消に向けた対策の推進計画)

① 学ぶ意欲を高める環境づくり

- ◆地域総がかりでこどもを育てる環境づくり ◆放課後児童クラブ
- ◆放課後子ども教室の実施 ◆就学援助制度の活用による負担の軽減
- ◆子どもにやさしい環境づくり学習支援事業 ◆ヤングケアラーの早期発見・早期支援
- ◆高等学校生徒通学費支援事業

② 健やかな成長を支える包括的な支援の充実

- ◆切れ目のない包括的な相談支援 ◆教育支援センターによる相談支援
- ◆重層的支援体制整備事業の推進 ◆つながりの場づくり支援事業
- ◆ひきこもり支援 ◆母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への支援
- ◆相談窓口の周知

③ 安定した暮らしのための経済的支援と自立に向けた支援

- ◆生活保護制度による生活支援と困窮世帯への就労支援 ◆児童手当の支給
- ◆児童扶養手当の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による支援 ◆こどもの医療費の助成
- ◆ひとり親家庭の経済的負担の軽減と職業訓練支援 ◆養育費の確保に向けた周知
- ◆早期発見のための体制づくり



基本目標5 子育てと仕事の両立支援

多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。男女共同参画による子育てを推進し、仕事と育児が両立しやすい環境を整備します。

<主な事業・取組>

(1) 就業環境の整備

- ◆ 男性の家事・育児等への参画推進
- ◆ 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備

(2) 保育サービスの充実

- ◆ 保育所・認定こども園等の教育・保育の量の確保と質の充実
- ◆ 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- ◆ 安心・安全な保育環境の整備

(3) 放課後児童クラブの充実

- ◆ 待機児童を発生させない取組
- ◆ 医療的ケア児の受け入れ

基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進

地域全体で子育てを支えるため、集落機能の再生や市民活動の活性化を促進します。安全な公園整備や交通・防犯対策を進め、こどもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

<主な事業・取組>

(1) 子育て家庭を支える地域社会の形成

- ◆ 市民活動支援センターの中間支援体制強化

(2) こどもの安全の確保

- ◆ 通学路等の合同点検・対策の実施
- ◆ 交通安全教室の開催
- ◆ 交通安全用具の配布
- ◆ 遊具の点検等

(3) 犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

- ◆ 防犯灯や防犯カメラ設置の促進
- ◆ 子ども110番の家
- ◆ 防犯訓練の実施
- ◆ 不審者情報の提供

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ◆ 公営住宅の整備
- ◆ 子育て世帯や若者の移住・定住の促進
- ◆ こどもにやさしい道路整備や遊具の更新
- ◆ 公園の整備や管理
- ◆ 木育の推進



4

事業量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

認定区分	対象となるこども	対象施設
1号認定(教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前のこども	幼稚園・認定こども園
2号認定(保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前のこども	保育所・認定こども園
3号認定(保育認定)	3歳未満で保育を必要とするこども	保育所・認定こども園・ 特定地域型保育

①1号認定(3歳以上、主に幼稚園、認定こども園)

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人)	196	185	162
供給量(確保の方策)(人)	255	255	255

②2号認定(3歳以上、主に保育所、認定こども園)

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人)	208	196	172
供給量(確保の方策)(人)	390	390	390

③3号認定(0歳、主に保育所、認定こども園)

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人)	45	42	40
供給量(確保の方策)(人)	49	49	49

④3号認定(1歳、主に保育所、認定こども園)

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人)	66	70	66
供給量(確保の方策)(人)	115	115	115

⑤3号認定(2歳、主に保育所、認定こども園)

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人)	70	57	54
供給量(確保の方策)(人)	115	115	115

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業
(こども家庭センター型)

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(か所)	1	1	1
供給量(確保の方策)(か所)	1	1	1

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関との連絡調整等を行う事業です。

②地域子育て支援拠点事業

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人回/月)	465	434	410
供給量(確保の方策)(人回/月)	465	434	410

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設けて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う事業です。

③妊婦健康診査

区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
需要量の見込(人回)	1,062	995	950
供給量(確保の方策)(人回)	1,062	995	950

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。



④乳児家庭全戸訪問事業	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	81	76	72
	供給量(確保の方策)(人)	81	76	72

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境の把握を行う事業です。

⑤養育支援訪問事業	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	32	29	26
	供給量(確保の方策)(人)	32	29	26

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

⑥-1 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人日)	5	5	5
	供給量(確保の方策)(人日)	5	5	5

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となっている児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

⑥-2 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人日)	5	5	5
	供給量(確保の方策)(人日)	5	5	5

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間、または休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	411	371	335
	供給量(確保の方策)(人)	411	371	335

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦(夫)等を会員とした、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

⑧-1 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人日)	16,541	15,558	13,678
	供給量(確保の方策)(人日)	16,541	15,558	13,678

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

⑧-2 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人日)	182	170	155
	供給量(確保の方策)(人日)	182	170	155

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、または地域子育て支援拠点等により一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

⑨時間外保育事業(延長保育)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	121	113	103
	供給量(確保の方策)(人)	121	113	103

保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用時間以外で、認定こども園や保育所等において保育を実施する事業です。



⑩病児保育事業	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人日)	225	203	183
	供給量(確保の方策)(人日)	225	203	183

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

⑪放課後児童健全育成事業	区分		令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	1年生	58	45	49
		2年生	49	40	38
		3年生	32	29	22
		4年生	18	16	13
		5年生	7	6	6
		6年生	3	2	2
		合計	167	138	130
	供給量(確保の方策)(人)		167	138	130

保護者が労働等により昼間家庭にいないという状況を抱える、小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

⑫子育て世帯訪問支援事業	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	100	100	100
	供給量(確保の方策)(人)	100	100	100

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、もしくはヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

⑬妊婦等包括相談支援事業	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(回)	88	82	79
	供給量(確保の方策)(回)	88	82	79

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする事業です。

⑭乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人)	—	8	8
	供給量(確保の方策)(人)	—	8	8

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児、または幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児、または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供や、助言その他の援助を行う事業です。

⑮産後ケア事業	区分	令和7年度	令和9年度	令和11年度
	需要量の見込(人日)	6	5	5
	供給量(確保の方策)(人日)	6	5	5

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えられるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。こども家庭センターにおける困難事例等に対する受け皿としても活用します。

第3期長門市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行／長門市役所 健康福祉部 子育て支援課

〒759-4192 長門市東深川1339番地2 TEL:0837-23-1187 FAX:0837-23-1219